

岐阜工業高等専門学校 活動方針レベル対応表（令和3年5月27日現在※）

1. 教育活動（授業、実習、研究指導等）

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、授業等の実施	・ 令和3年度期間中全て
2	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、同日の学生入構を60%程度まで制限（例：一部の学年の遠隔授業の実施） 校外実習・特別実習は、相手方企業等から安全な状況が確認できれば実施	・ 岐阜県（本巣市）において、緊急事態宣言、まん延防止重点措置等に指定された場合 （状況に応じて判断する）
3	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、卒業研究・特別研究のみ登校可能 他は遠隔授業で実施	・ 県教育委員会等からの要請 ・ 本校所在地域で感染がまん延していると判断される場合等
4	登校の中止、遠隔授業のみの実施 校外実習・特別実習は、中止	・ 県教育委員会等からの要請 ・ 全国的に感染がまん延していると判断される場合等 ・ <u>陽性者が発生した場合（想定）</u> → 1日～複数日、該当クラスのみ登校禁止 ・ <u>陽性者が同じクラス・クラブ等から同時に複数発生した場合</u> → 1日～複数日、全学生の登校禁止

※本対応表は、政府・県の対処方針等の変更や本校の実質的な対処方針の適正化により、変更がすることがある

2. クラブ活動

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	感染防止対策（各競技団体の指針等による）を実施した上、 活動・練習時間の短縮を推奨 公式試合では、主催者の感染防止対策を厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度期間中全て
2	活動は、可能な限りマスク着用での内容で実施 原則平日週4日で2時間以内、週末土日は活動自粛 （大会等がある場合は、土日いずれか1日だけ練習可、3時間以内（昼食なし） 練習試合、遠征、合同練習は原則禁止（必要性が高い場合、校長へ相談）	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・岐阜県（本巣市）において、まん延防止重点措置等に指定された場合
3	特定クラブ活動の活動中止	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・該当クラブ活動が原因として学生、顧問等に対してPCR検査が指示された場合等
4	全てのクラブ活動の原則中止	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・クラブ活動等で原因として同時に複数の学生、顧問等に対してPCR検査が指示された場合 ・本校所在地域において感染が拡がっており、危機的状況と判断される場合等

3. 寮運営

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	感染防止対策（寮食堂、風呂の分散利用等）を実施した上、寮の運営許可	・令和3年度期間中全て
2	原則1人部屋にて待機（捕食室、談話室の利用禁止）	・複数の寮生においてPCR検査を実施される場合
3	寮生の外出禁止	・本校周辺地域において急激に感染状況が悪化していると判断される場合
4	寮閉鎖、寮生の一時帰省	・寮内でクラスター発生等、重大な状況と判断される場合

4. 学校運営

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、教員の教育研究活動のため入構許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度期間中全て
2	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、教員の在宅勤務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部学生対象の遠隔授業の実施 ・ 県教育委員会等からの要請 ・ 岐阜県（本巣市）において、まん延防止重点地域等に指定された場合
3	運営上必要となる場合を除き、教員の在宅勤務の実施 一部事務職員・技術職員の在宅勤務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学生対象の完全遠隔授業の実施 ・ 県教育委員会等からの要請
4	原則、教職員の入構禁止 校内の安全確保、資産維持のための最小限の関係職員のみ入構許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会等からの要請 ・ 本校所在地域において感染が拡がっており、危機的状況と判断される場合等

5. 出張・旅行

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	不要不急の出張・旅行の注意	・令和3年度期間中全て
2	不要不急の出張・旅行の自粛	・出張先の都道府県等が独自に宣言等を発出している場合
3	不要不急の出張・旅行の原則延期	・緊急事態宣言対象地域へのお出張の場合等
4	全ての移動を原則禁止	・緊急事態宣言が国内全域で発出され、本校教職員の安全を確保できないと判断される場合

6. 学外者（受験生を含む）の入構

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、入構許可 ただし、入構の場合は滞在時間を最短となるよう留意	・令和3年度期間中全て
2	当該都道府県からの学外者入構については、自粛の検討 （ただし、本校の活動に必要となる学外者（受験生を含む）は、更なる感染防止対策を実施したうえで対応可） 学外者が主体となる催し等への施設貸出の自粛又は禁止	・緊急事態宣言対象地域等の感染状況が良くない地域からの来校者が含まれる場合等
3	全ての学外者の入構禁止	・全国的に感染がまん延していると判断される場合等